

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【公開番号】特開2014-180925(P2014-180925A)

【公開日】平成26年9月29日(2014.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2014-053

【出願番号】特願2013-56250(P2013-56250)

【国際特許分類】

B 6 0 R 21/232 (2011.01)

B 6 0 R 21/213 (2011.01)

【F I】

B 6 0 R 21/231 1 0 0

B 6 0 R 21/213

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両室内の側面上部に収納され、該側面に沿って膨張展開するカーテンエアバッグであつて、

車両前後方向の全体にわたって下から上へロールされ、ガスを利用して膨張するクッション部を備え、

当該カーテンエアバッグが車両に取り付けられた状態で、前記ロールされたクッション部の所定の一部分は、自然状態のクッション部分に対して捩じられていることを特徴とするカーテンエアバッグ。

【請求項2】

前記所定の一部分は、前記クッション部の中間部分にあり、該中間部分の前方部分と後方部分とが同位相であることを特徴とする請求項1に記載のカーテンエアバッグ。

【請求項3】

前記所定の一部分は、前記ロールされたクッション部の車内側が下方から上方へ向かって回転するように捩じられていることを特徴とする請求項1または2に記載のカーテンエアバッグ。

【請求項4】

前記所定の一部分は、車両のピラートリムが配置された箇所およびその近傍に位置することを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載のカーテンエアバッグ。

【請求項5】

前記クッション部には、車両前後方向に延びるマーキングラインが設けられていて、

前記マーキングラインは、前記所定の一部分に設けられる第1ラインと、前記自然状態にロールされるクッション部分に設けられ前記第1ラインとは繋がっていない第2ラインとを含み、

前記第1ラインは、前記クッション部の全体がロールされた状態で前記第2ラインに対してずれていて、前記所定の一部分が捩じられた状態で前記第2ラインとともにほぼ連続的な線状になることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載のカーテンエアバッグ。

【請求項 6】

前記車両室内の側面上部に固定可能で、挿通孔が形成されている金属製のプラケットと、

前記クッション部に取り付けられ、前記プラケットを介して前記車両室内の側面上部から該クッション部を吊り下げる布製のタブとをさらに備え、

前記タブは、前記プラケットに形成された挿通孔に挿通され折り返されていることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載のカーテンエアバッグ。

【請求項 7】

前記プラケットのうち、捩じられる前記所定の一部分に設けられる第 1 プラケットは、ロールされる前の前記クッション部の上下方向において、前記自然状態にロールされるクッション部分に設けられる第 2 プラケットよりも下方に設けられることを特徴とする請求項 6 に記載のカーテンエアバッグ。

【請求項 8】

前記プラケットのうち、捩じられる前記所定の一部分に設けられる第 1 プラケットは、前記クッション部の全体がロールされた状態で、前記自然状態にロールされるクッション部分に設けられる第 2 プラケットに対して所定の位相分だけ移った場所に設けられていることを特徴とする請求項 6 または 7 に記載のカーテンエアバッグ。

【請求項 9】

前記ロールされたクッション部を外側から覆うプロテクタをさらに備え、

前記プロテクタは、前記プラケットに隠れない位置で、前記プラケットの前記クッション部に対する傾きを視認可能なスリットまたはマークを有することを特徴とする請求項 6 から 8 のいずれか 1 項に記載のカーテンエアバッグ。